

# 役員報酬規程

## (目的)

第1条 公益社団法人色彩検定協会（以下「本会」という）の理事及び監事（以下役員といふ）の報酬の支給については、定款第26条に基づき、この規程の定めるところによる。

## (役員の種類と適用範囲)

第2条 役員とは、社員総会で選任された理事及び監事をいう。

2. 常勤役員とは、週3日以上出勤している役員のことをいう。
3. 役員待遇の顧問、嘱託等について、この規程を準用する。

## (報酬の種類)

第3条 常勤役員の報酬は本給、特別調整手当、通勤手当及び特別手当とし、非常勤役員の報酬は非常勤役員手当とする。

## (役員報酬の総額)

第4条 役員報酬の総額は、社員総会で決定するものとする。

## (役員報酬の決定)

第5条 個々の報酬額については理事会にて決定する。

## (特別調整手当)

第6条 特別調整手当の月額は、理事会にて決定する。

## (通勤手当)

第7条 通勤手当は、常勤役員には、その通勤費の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

## (特別手当)

第8条 特別手当は、6月、12月にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。

この場合、基準前1ヶ月以内に退職または死亡した役員についても同様とする。

特別手当の額は、理事会決議によりその者の職務実績に応じて、これを増額または減額することが出来る。

また、理事会等に出席の場合の手当は、別途決定する。

(非常勤役員手当)

第9条 非常勤役員の日当は理事会にて決定し、出席の都度、現金にて支給する。  
交通費は、実費支給する。

(役員報酬の支払いと控除)

第10条 役員報酬の歴月計算とし、従業員給与の支給日に支給する。

2. 税金、社会保険料等の控除及び本人から申し出のあった前払金、貸付金、立替金  
積立金等は、毎月の報酬から控除して支給する。

(昇格、降格等による報酬の変更)

第11条 常勤役員が、昇格または、降格した場合、あるいは理事または監事に就任した  
時の報酬については、その手当の相応する金額を支給する。

2. 常勤役員が、非常勤に就任したときは、その服務の実態に応じて新しく報酬額  
を決定する。

(長欠等の役員報酬)

第12条 役員が病気その他の事由によって長欠した場合の報酬は、その任期が満了する  
までは原則として減額しない。ただし、役員が、年2回の理事会に欠席した  
場合の報酬は、原則として支給しない。

(本給報酬の昇給基準)

第13条 本給は役員の役位により段階的に支給額を定めるものとし、次の基準により調  
査検討の上、理事会が協議し決定する。

1. 一般従業員の給与額及び昇給率  
2. 本人の業務能力、実行の度合い及び最近の業績評価  
3. 法人の財務状況

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、社員総会の議決を経て行う。

(附則)

本規程は、公益認定を受け移行の登記を行った日から施行する。